

水質汚濁に係る環境基準水域類型見直しの経緯

1. 経緯

(1) 国による水域類型の指定

生活環境に係る水質環境基準については、河川、湖沼及び海域でそれぞれの利用目的に応じて類型を設け、水域ごとに類型指定を行うこととしており、昭和 45 年以降、国においては 47 河川・海域（複数の都道府県にまたがる 37 河川及び 10 海域）の類型指定を行っている。

(2) 国指定の水域類型の見直し

類型指定については、水域の利用の様態の変化等事情の変更に伴い適宜改定することとされており、これまで、以下のとおり見直しを行っている。

河川の類型の見直し河川（16 水域）

阿武隈川中流(1)、中川中流、綾瀬川下流、神流川(3)、荒川下流(2)、多摩川上流(1)、多摩川中・下流、阿賀野川(2)、信濃川下流、木曾川下流、揖斐川(2)、揖斐川(3)、長良川下流、淀川下流(2)、猪名川下流(1)、猪名川下流(2)

河川類型の見直し河川（20 水域）

四十四田ダム貯水池、深山ダム貯水池、矢木沢ダム貯水池、奈良俣ダム貯水池、藤原ダム貯水池、川治ダム貯水池、川俣ダム貯水池、草木ダム貯水池、下久保ダム貯水池、二瀬ダム貯水池、小河内ダム貯水池、大川ダム貯水池、佐久間ダム貯水池、横山ダム貯水池、大迫ダム貯水池、土師ダム貯水池、弥栄ダム貯水池、小瀬川貯水池、早明浦ダム貯水池、松原ダム貯水池